

原告訴訟代理人の富田です。私からはこれから約5分間、前回の口頭弁論から今日までの土砂処分問題についての原告の主張の推移等について説明を行ないます。

前回の口頭弁論でもご説明させていただきましたが、原告が土砂処分問題において被告豊松及び被告森中の責任原因として主張しているのは、関西電力が原発工事を通じて出た土砂の処分について吉田開発を関与させるかたちでの不適切な処分スキームを構築したことに被告豊松及び被告森中が関与したということです。

ここでいう「不適切な処分スキーム」についてより具体的に申し上げますと、関西電力は、

I. ①森山又は吉田開発の利益を図るために、②必要性の無い吉田開発を土砂処分に関与させるという土砂処分スキームを構築し、③その結果本来の発注価格よりも高値で発注させることになったということです。

そして、II. 被告豊松及び被告森中がこの不適切な処分スキームに故意又は過失で関与し（被告豊松及び被告森中の善管注意義務違反行為）、

その結果、III. 関西電力に損害が発生したこと（損害・因果関係）

を原因として関西電力に生じた損害を被告豊松及び被告森中に賠償するように求めているのがこの裁判です。

森山と関係性の強い会社である吉田開発を関与させる必要性が無いにもかかわらず、吉田開発が関与したことにより、本来は関西電力は1 m³あたり金2380円で発注ができたにもかかわらず、吉田開発が関与したことにより単価が1 m³あたり金3400円で発注することになってしまい、この差額が関西電力に損害として発生したということになります。

かつ、この土砂処分スキームは関西電力の利益ではなく森山や吉田開発の利益を図るために考案されたというのが原告が主張している「主要事実」という、いわば原告の主張の骨格部分になります。

本件において原告は、上記の「主要事実」を窺わせる「間接事実」も多く主張しています。例えば、I. ②吉田開発を土砂処分スキームに関与させる必要性がなかったことを窺わせる間接事実として、吉田開発に監理業務を発注する必要性がなかったことや吉田開発が地元で評判が悪く、監理業務を担うだけの適性がなかったことを主張しています。

次に、I. ③本来の発注価格よりも高値で発注させることになったことを窺わせる間接事実として、土砂処分価格の世間相場は1 m³あたり金2千数百円程度であったにもかかわらず吉田開発が絡んだ場合には単価が1 m³あたり金3400円～3500円になったことが関西電力内部で共有されていたということを主張しています。

さらに、I. ①この土砂処分スキームが森山又は吉田開発の利益を図るために構

築されたものであることを窺わせる間接事実として、関西電力と森山の長年にわたるなれ合い関係等を主張しています。これはすでに先行する株主代表訴訟において詳しく主張されていることですが、森山から関西電力役職員に対して多額の金品が提供され、関西電力の役職員がこれを受領していたこと、森山が関西電力の役職員を大声で罵倒・叱責するという森山の特異な性格についても間接事実として主張しています。このような関西電力と森山の特殊な関係の結果、森山の要求に応じるかたちで関西電力から森山に対して吉田開発への発注予定額などが伝えられていたことも間接事実として主張しています。

Ⅱ．これらの不適切な処分スキームに被告豊松及び被告森中が関与したことを窺わせる間接事実として、関西電力において「土砂部会」あるいは「土砂関係打合せ」と題する非公式の会合が開催され、土砂処分工事の情報交換が行われていたことを主張しています。

原告としては、土砂処分問題における上記の事実を立証するために、前回の口頭弁論以降、８２点の文書の提出命令申立てを行いました。原告が文書提出命令申立ての対象としている文書は、いずれも関西電力が設置した第三者委員会作成の報告書において引用されている文書です。

原告が文書提出命令申立ての対象としている文書のほとんどは、関西電力内において土砂処分スキーム構築等に関してやり取りされたメールです。

具体的には、関西電力内において森山と関西電力の役職員との土砂処分スキーム構築等について話し合った面談内容について事前・事後に報告する内容のメールです。これらのメールでは森山に対する事前説明の内容や森山との面談結果が関西電力内部で共有されており、土砂処分スキームが不適切な処分スキームであったことやこのスキーム構築に被告豊松及び被告森中が関与していたことが明らかになります。またこれらのメールでは、吉田開発は「何の努力も無しに利益を得ることができる。」といった文言や「吉田開発は何をして利益を得るのか。」という疑問が呈されるなど吉田開発を関与させる必要がなかったことを窺わせる相当に生々しいやり取りが記載されています。

これらの文書は関西電力の内部資料であり、原告としては文書の提出命令申立て以外的手段によって入手することは困難です。また、上記の相当生々しいやり取りが記載されていることからすれば、これらのメールを見れば吉田開発を土砂処分スキームに関与させることがなかったことが明らかになるはずです。

裁判所におかれましては、どうか原告の文書の提出命令申立てを認めていただき、土砂処分問題の全容を解明するよう希望する次第です。

以　上